

地方での設備投資を計画している皆様へ

特別償却最大50% 税額控除最大5%

地域未来投資促進税制のご紹介

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引するチャレンジを、税金、融資、土地利用の規制や手続きなど、国をあげて幅広く支援します。

2025年3月31日（令和5年税制改正大綱に記載のとおり延長される予定です）までに、

地方での設備投資を検討されている企業様は、早急にご相談ください。

課税の特例の内容・対象

※上乗せ要件（通常類型のみ）

- ・直近事業年度の付加価値額増加率8%以上
- ・労働生産性伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

【NEW】

- ・主務大臣の確認を受ける事業 年度の全事業年度及び前々事業年度における平均付加価値額が50億円以上
- ・その承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合※	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

手続き

都道府県による事業計画の承認と、国による課税特例の確認が必要になります。

1 都道府県による

地域経済牽引事業計画の承認

- ①地域特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

工事着工前・設備取得前に承認を受ける必要あり
早めにご相談ください。

2 国による課税特例の確認

①先進性（いずれか）

通常類型：労働生産性伸び率4%以上
または投資収益率5%以上

サプライチェーン類型：

海外への生産拠点の集中50%以上の製品を製造
事業を実施する都道府県内の取引額の増加率5%以上等

②設備投資額2000万円以上

③設備投資額が前年度減価償却費20%以上

④対象事業の売上高伸び率がプラス

かつ過去5年度の対象事業の市場規模伸び率より5%以上高い



日本経営ウィル税理士法人

<https://nktax.or.jp/>

活用事例紹介

地域活性化につながる設備投資にあたり、地域未来投資促進税制を活用することで、新規事業展開の山場である**投資初期のキャッシュフローを改善**しています。

酒造会社グループによる観光誘客施設拠点の新設

石田屋二左衛門株式会社

(福井県永平寺町・平成30年3月承認)

- 酒造会社グループの中核を担う同社は、新たな観光客誘致を図るため、発酵文化の魅力を体験できる観光施設の設置を検討。
- 事業実施場所が農用地域であったことから、農地転用許可等の手続に関する配慮規定を活用し、農地転用許可等を実現。
- 施設の建設に当たっては、地域未来投資促進税制等を活用することで、投資初期キャッシュフロー等を改善。



医薬品製造メーカーによる製薬工場の新設

ダイト株式会社

(富山県富山市・平成29年11月承認)

- 医薬品製造を営む同社は、市場の急速な拡大が見込まれる抗がん剤等の高性能薬剤の製造へ参入するため、製薬工場の新設を検討。
- 治験のための試作・薬剤の本格生産・包装まで、一貫して実施可能な体制を整備。
- 工場の建設に当たっては、地域未来投資促進税制を活用することで、投資初期のキャッシュフローを改善。



木材加工業者による合板製造工場の新設

株式会社キーテック

(山梨県身延町・平成30年3月承認)

- 木材加工を営む同社は、針葉樹合板の旺盛な需要に対応するため、丸太の調達エリアである山梨県に合板製造工場を新設。
- 原料の安定供給・製造工程の効率化を図り、生産能力を向上。中央自動車道などの道路網を利用して、消費地である首都圏に迅速な配送する。
- 工場の建設に当たっては、地域未来投資促進税制等を活用することで、投資初期のキャッシュフロー等を改善。



「地域未来投資促進法に基づく支援措置」令和3年10月時点
経済産業省地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課資料より

適用可能であれば、適用を受けることで大きなメリットがある施策ですが、**工事着工前・設備取得前に承認を受ける必要があります。早めにご相談ください。**